

令和6年度 宇部市教育・保育利用者負担額（保育料）表

幼稚園・認定こども園など 保育園・認定こども園・小規模保育施設

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層		副食費徴収免除対象・利用者負担額（月額、単位：円）						
区分	定義	1号認定		2号認定・3号認定				
		3歳以上児		3歳以上児		3歳未満児		
		副食費	教育標準時間	副食費	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯						0	0
B 1	A及びD階層を除き、ひとり親・在障（注1）						0	0
B 2	上記以外						0	0
C 11	A及びD階層を除き、ひとり親・在障						5,500	5,450
C 12	上記以外						0	0
C 21	市民税所得割額が48,600円未満の世帯						12,000	11,800
C 22	上記以外						0	0
D 11	ひとり親・在障						6,500	6,400
D 12	48,600円～57,699円						0	0
D 11	ひとり親・在障						14,000	13,800
D 12	57,700円～60,999円						0	0
D 21	ひとり親・在障						8,000	7,900
D 22	61,000円～77,100円						0	0
D 23	77,101円～96,999円						22,000	21,700
D 3	97,000円～126,999円						0	0
D 4	127,000円～168,999円						8,000	7,900
D 5	169,000円～197,999円						0	0
D 6	198,000円～300,999円						22,000	21,700
D 7	301,000円～396,999円						9,000	8,900
D 8	397,000円～						0	0

幼稚園教育・保育無償化対象

幼児教育・保育無償化対象

きょうだい順に関わらず徴収免除

※1 免除

同時入所の3人目以降は徴収免除

小学3年生までの兄弟を含めて3人目以降は徴収免除

※1 第3子以降は徴収免除

- ※ 3号認定の利用者負担額（保育料）には給食費を含みます。同一生計内第2子以降の利用者負担額は食事代相当額のみとなります。
- ※ 2号・3号認定区分による年齢は4月初日時点の年齢です。入園時点での年齢ではありません。また、年度の途中で誕生日を迎えられても年度中は、区分は変わりません。
- ※ 利用者負担額は、4月～8月までは前年度市民税額、9月～3月までは当年度市民税額により決定されます。（住宅取得特別控除、配当控除、電子申告控除などの税額控除がある場合、税額控除前の税額が基準となります。）

月額表の見方

上段	1人目
下段	2人目以降

同一生計内で生活をしている子どもの順位。第3子以降は裏面参照。

（注1）在障 **該当される場合は、状況を確認できる書類（手帳の写し等）を提出してください。**

「在宅障害児（者）のいる世帯」をいう。「在宅障害児（者）のいる世帯」とは次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

1. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
3. 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

多子世帯の利用者負担額軽減

■保育園や認定こども園等にきょうだい~~が~~同時入所する場合、3人目以降は無料となります。

- ✓ 保育園(小規模保育含む)では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第3子以降は無料となります。ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合(成長して小1以上になった場合)は、それまで第2子だった子どもを第1子とカウントします。【図1参照】
- ✓ 幼稚園では、満3歳から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもから第1子とカウントし、第3子以降は副食費徴収免除となります。【図1参照】
- ✓ 認定こども園では、教育標準時間認定を受ける子どもについては幼稚園と同様となります。保育認定を受ける子どもについては、保育園と同様となります。

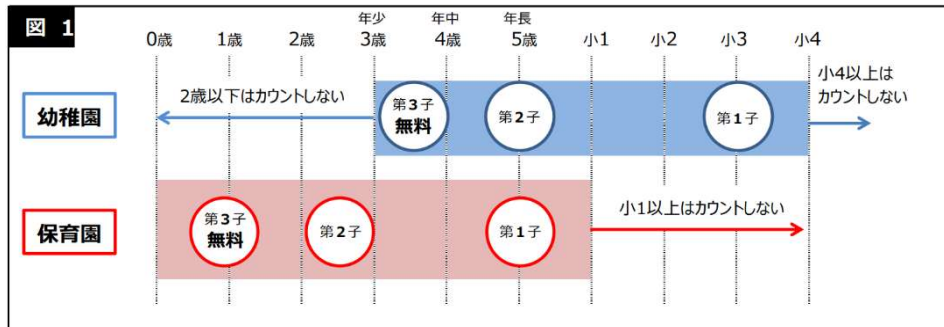


図2

市民税所得割額 97,000円未満

保育園の場合

階層	第2子	第3子以降
B	無料	
C12	食事代相当額	無料
C22		
D12		
D22		
D23	食事代相当額	食事代相当額
D3		
D8		

■保育園や認定こども園等にきょうだい~~が~~同時入所しない場合でも、市民税所得割額によっては、利用者負担額が減額されます。

- ✓ ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯では、世帯の市民税の所得割額が77,101円未満の場合、第2子以降は無料となります(保育認定に限る)。【表面利用者負担額参照】
- ✓ 同一生計内第3子以降の利用者負担額は、世帯の市民税の所得割額が97,000円未満の場合、無料となります(保育認定に限る)。【図2参照】

減免

下記の要件に該当される場合には、利用者負担額が減額となることがあります。詳しくは、保育幼稚園課までお問い合わせください。

申請期間

随時。原則として申請月の翌月からの適用となります。

申請先

宇部市保育幼稚園課

必要なもの

関係書類・印鑑

該当区分	世帯の内容	関係書類等
B階層	特に困窮している世帯 生活保護法に定める要保護者等、特に生活に困窮している世帯	給与明細等収入が分かるもの(直近3か月分)、その他(家賃証明書等)
要件に該当される全ての世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社都合による失業等で大幅な収入の減少があった場合 ● 事故、病気、災害等により、大幅な収入の減少があった世帯 ● 疾病により家計負担が増大した世帯 ● 離婚調停中で配偶者と別居している場合 ● 令和4年、令和5年にひとり親世帯となった場合 	雇用保険受給資格者証、給与明細等収入が分かるもの(直近3か月分)等、収入の減少を証する書類

保育料

宇部市ウェブサイトにて保育料の概算算出方法を掲載しています。

保育料の納付

利用者負担額(保育料)は原則口座振替での納付となります。

入所が決定した際には各金融機関に設置してあります「口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、ご自身でご提出ください。

令和6年度利用者負担額(保育料)口座振替納期限日

4月分	4月30日(火)	10月分	10月31日(木)
5月分	5月31日(金)	11月分	12月2日(月)
6月分	7月1日(月)	12月分	12月25日(水)
7月分	7月31日(水)	1月分	1月31日(金)
8月分	9月2日(月)	2月分	2月28日(金)
9月分	9月30日(月)	3月分	3月31日(月)

口座振替納期限日は宇部市ウェブサイトでも確認できます。

利用者負担額(保育料)
(宇部市ウェブサイト)

